

平成27年1月  
警察庁交通局

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年11月28日から同年12月27日までの間、道路交通法施行令の一部を改正する政令案及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見の募集を行ったところ、45件の御意見を頂きました。

道路交通法施行令の一部を改正する政令及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第19号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第5号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年11月28日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、整理・要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 45件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	40件
電子メール	3件
F A X	2件
郵送	0件

道路交通法施行令の一部を改正する政令案等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 道路交通法施行令の一部を改正する政令案関係

- (1) 優良運転者等に係る基準に関する規定の整備（一定の病気に該当すること等を理由として運転免許の取消しを受けた者で、当該取消しを受けた日から起算して3年を経過する前に運転免許を再取得したもの等についての優良運転者等に係る基準を定めることについて）

この項目に対する御意見はありませんでした。

- (2) 自転車利用者対策の推進に関する規定の整備

- ア 都道府県公安委員会が自転車運転者講習の受講命令をする要件となる危険行為を定めることについて

この項目に対しては、

スマートフォンやイヤホンを使用しての運転、二人乗り、並進、無灯火等を危険行為として加えるべきである。

といった御意見がありました。

政令案において、危険行為として、信号無視、一時不停止、酒酔い運転等を定めているのは、これらの違反に起因した交通事故が多いこと、死亡事故率が高いことなどがその理由です。なお、御指摘の行為をした自転車運転者がハンドル操作を誤るなどして個別具体的に見て交通の危険に結びつくような行為（例えば、交通事故を起こした場合）をし、安全運転義務違反として評価されるような場合には、受講命令の要件となり得ます。

- イ 自転車運転者講習の講習手数料の標準額を定めることについて

この項目に対する御意見はありませんでした。

- (3) その他（呼気検査の方法として、呼気をアルコールを検知する機器に吹き込ませる方法を追加することについて）

この項目に対しては、呼気検査の方法として、アルコール検知器に直接吹き込む方法を追加することは国際的に見ても当然であるといった、改正案について賛成する御意見がありました。

2 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案について

- (1) 自転車運転者講習について、講習の内容、方法等を定めるほか、受講命令の方法及び受講命令をした場合等に都道府県公安委員会が国家公安委員会へ報告しなければならない事項を定めることについて

この項目に対しては、

講習の内容については、試験を行うほか、危険行為をすることによって

どのような危険が生じるかが受講者にとって明瞭に分かる内容とするべきである。

といった御意見がありました。

内閣府令案において、自転車運転者講習は「自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること」としているところであり、講習を実施するに当たっては、交通ルールの理解度に関するチェックテストを実施するほか、自転車に関する違反行為がどのような危険を生じさせるのかを指導することを予定しており、個々の受講者の特性に応じた内容となるよう努めてまいります。

- (2) 都道府県公安委員会が、臨時適性検査に係る通知をした場合に国家公安委員会へ報告しなければならない事項を定めることについて  
この項目に対する御意見はありませんでした。
- (3) 反則金の納付を通告するとき等に交付する納付書について、非衝撃式印字装置により印字することができるよう、様式に係る規定の整備を行うことについて  
この項目に対する御意見はありませんでした。

### 3 その他

政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、法律改正に関する御意見、自転車運転者講習制度の運用に関する御意見、自転車に係る交通安全教育や指導取締りに関する一般的な御意見、アルコール検知器の仕様に関する御意見等がありました。

警察庁においては、改正法の施行に向け、その内容の周知に引き続き努めるとともに、頂いた御意見については、今後の交通安全対策の参考とさせていただきます。